

ひょうご経済・雇用戦略策定会議設置要綱

(目的)

第1条 ひょうご経済・雇用戦略の検討を行うため、ひょうご経済・雇用戦略策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) ひょうご経済・雇用戦略（2023～2027年度）の検討に関する事。
- (2) ひょうご経済・雇用活性化プラン（2019～2023年度）の評価・検証に関する事。
- (3) その他、前2号に定める目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第3条 策定会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(座長)

第4条 会議の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。

- 2 座長は、構成員の承認を得て、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- 3 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。ただし、第1回の会議の招集は、兵庫県産業労働部長が行う。

- 2 構成員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 座長が必要と認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員)

第6条 前条に定めるもののほか、会議に専門委員を置くことができる。

- 2 座長は、会議において特定の分野に関する専門的な事項を協議する際に、専門委員の出席を求め、意見等を徴することができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。

- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第8条 会議を開いたときは、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議資料は、原則として公開とする。なお、公開にあたっては個人情報の保護に留意するとともに、前条のただし書きに該当する事項は除く。

(謝金・旅費)

第9条 構成員又は構成員の代理人若しくは専門委員が会議及び会議に係る職務に従事したときは、謝金及び旅費を支給する。

- 2 謝金の支給については、別に定める。
- 3 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の効力)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

ひょうご経済・雇用戦略策定会議 構成員

氏名	団体・役職等
上田 恵美子	神戸国際大学 経済学部 准教授
上村 敏之	関西学院大学 経済学部 教授
岡崎 利美	追手門学院大学 経営学部 准教授
加藤 正文	(株)神戸新聞社 経済部長兼論説委員
忽那 憲治	神戸大学 大学院経営学研究科 教授
國井 総一郎	(株)ノーリツ 会長（神戸商工会議所 副会頭）
後藤 こず恵	流通科学大学 商学部 准教授
畑 豊	兵庫県立大学 副学長兼産学連携・研究推進機構長
平野 裕一	(株)三井住友銀行 執行役員神戸法人営業本部長 (神戸銀行協会 会長)
福永 明	日本労働組合総連合会兵庫県連合会 会長
山下 紗矢佳	武庫川女子大学 経営学部 専任講師
横山 由紀子	兵庫県立大学 国際商経学部 教授

別表（第6条関係）

ひょうご経済・雇用戦略策定会議 専門委員

氏名	団体・役職等
小田垣 栄司	(株)ノヴィータ 代表取締役会長
光山 博敏	公立鳥取環境大学 経営学部 教授
巳波 弘佳	関西学院大学 副学長兼情報化推進機構長